

農業集落排水事業贄川地区汚水処理場
建設工事に係る事業認定理由

- 第 1 起業者の名称 長野県
- 第 2 事業の種類 農業集落排水事業贄川地区汚
水処理場建設工事
- 第 3 起業地
- 1 収用の部分 長野県木曾郡檜川村大字贄川
字下ノ田地内
- 2 使用の部分 なし
- 第 4 事業の認定をした理由
平成15年3月25日に長野県より申請のあつ
た農業集落排水事業贄川地区汚水処理場建設
工事（以下「本件事業」という。）に関する
事業認定の理由は、以下のとおりである。
1 土地収用法第20条第1号の要件への適合性

に つ い て
本 件 事 業 は 、 土 地 収 用 法 第 3 条 第 3 1 号 に 掲
げ る 「 地 方 公 共 団 体 が 設 置 す る そ の 事 業 の 用
に 供 す る 施 設 」 に 関 す る 事 業 に 該 当 す る 。
こ の た め 、 本 件 事 業 は 、 土 地 収 用 法 第 2 0 条
第 1 号 の 要 件 を 充 足 す る と 判 断 さ れ る 。

2 土 地 収 用 法 第 2 0 条 第 2 号 の 要 件 へ の 適 合 性
に つ い て
本 件 事 業 は 、 農 業 集 落 排 水 資 源 循 環 統 合 補
助 事 業 実 施 要 綱 (平 成 1 4 年 3 月 2 7 日 付 1 3 農 振
第 3 4 3 8 号 農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知) (以 下
「 実 施 要 綱 」 と い う 。) の 規 定 に 基 づ き 建 設 者
さ れ る 汚 水 処 理 場 で あ る 。 本 件 事 業 の 起 業 者 定
で あ る 長 野 県 は 、 実 施 要 綱 第 2 に お い て 規 定
さ れ る 「 事 業 主 体 」 と さ れ て い る こ と か ら 、

本件事業を施行する権能を有すると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

(1) 申請事業の施行により得られる公共の利益について
本件事業は、長野県木曾郡檜川村大字贄川地内（以下「当地区」という。）において事業計画区域10.9ha、計画処理対象人口710人のし尿・生活雑排水などの汚水、汚泥及び雨水を処理し、これらの循環利用を目的とする施設面積4,318.4㎡の汚水処理場を建設するものである。

- ら れ る 公 共 の 利 益 は 相 当 程 度 存 す る と 認 め
ら れ る 。
(2) 申 請 事 業 の 施 行 に よ り 失 わ れ る 利 益 に つ
い て
一 方 、 本 件 事 業 の 施 行 に よ り 失 わ れ る 利
益 に つ い て 考 察 す る に 、 汚 水 処 理 場 周 辺 住
民 の 日 常 生 活 に お い て 悪 臭 や 騒 音 等 の 周 辺
環 境 へ の 影 響 が 考 え ら れ 当 地 区 内 集 落 等 約
本 件 事 業 の 起 奈 良 井 川 と 村 道 に 挟 ま れ た 平 坦
3 0 m 下 段 の あり、そ の 周 辺 に は 民 家 等 が ほ と
な 土 地 で あ れ な い こ と か ら 、 周 辺 環 境 へ の 影
響 は 極 め て 小 さ い 事 業 の 施 行 に よ り 失 わ れ る
利 益 は 軽 微 で あ る と 認 め ら れ る 。
(3) 代 替 案 と の 比 較 に つ い て

汚水を必が、
当泥及及び区内に水を汚尿・生活雑排水のなどの汚水、
泥目的とす雨水を処理し、これら循環の環利用に
要なき面す積る（約4,300m²）を確保するが、こ
で住民の積候が少自然よ制限候事も等
の影路が自落によ本がこ
影管集的に、響な
ため、形的に、響な
の基結の容れ
のた等のら
音較的的
め音較的
（4）比較

(1)で述べた得られる公共の利益と(2)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(3)で述べたように、本件事業の起業地は他の候補地と比較して、最も適切であるとして認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

(1) 申請事業を早期に施行する必要性

近年、当地区内において、家庭からの生活雑排水の流入による農業用排水の水質汚濁を原因とした悪臭・病害虫の発生など

当地区の環境悪化、農作物への被害等の問題が、本題が発生し、早期に実施する必要がある。また、(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性。本件事業に係る起業地の範囲は、農業集落排水施設設計指針に定められている必要にならな。また、起業地の範囲内には、一時的な利用に供するものはない。また、合理的な手段を講じる必要はない。また、(3) 収用上にかんがみれば、本件事業は、土地

を収用する公益上の必要がある」と認められ
るため、土地収用法第20条第4号の要件を
充足すると判断される。

5 結論

1 から 4 までにおいて述べたように、本件
事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足
すると判断される。
以上の理由により、本件事業について、土
地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定
をするものである。

第 5 土地収用法第26条の2第2項の規定による
図面の縦覧場所 長野県木曾郡檜川村役場